〇農林水産省告示第千四百十四号

環境 だと調 和 のとれた食料システ L の確立 のための環境負荷低減事業活動 の促進等に関する法律施 行 規則

(令和 匹 年農林水産省令第四十二号) 第二条の集団又は相当規模で行われることにより 地 域 に お け る環境負

荷の低 減 \mathcal{O} 効果を相当程度高めるものとして農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動を次のように定め

る。

令和四年九月十五日

農林水産大臣 野村 哲郎

環境、 ど調 和 のとれた食料システムの確 <u>T</u> 0 ため の環境負荷低減事業活動 の促進等に関する法律 施 行 規 則 第

二条 Ď 集団 又 は 相当規模で行われることにより 地域における環境 負荷 \mathcal{O} 低減 0 効果を相当程度 高 8 るも 0

して農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動は、 次に掲げる環境負荷低減事業活動とする。

有機農業 (有機農業の推進に関する法律 (平成十八年法律第百十二号) 第二条に規定する有機農業をい

う。)の生産活動

廃熱の 口 収 利用その他の特定区域に存在する資源の活用 により、 温室効果ガスの排 出 地 球温 暖 化対策

の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。)

の量の削減に資する農林漁業の生産活動

環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う農林漁業の生産活動

附則

この告示は、公布の日から施行する。